

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和8年8月18日（火）午前8時52分～午前9時22分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 教育長 企画財政部長 総務部長
市民部長 地域文化スポーツ部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和7年（行ウ）第571号
裁決取消請求事件について」の説明をお願いします。

部 長 8月6日に情報公開請求に係る非公開決定に対する審査請求の却下決定
の裁決取消に関する裁判の判決がありました。判決の内容は、（1）本件
裁決を取り消す。（2）訴訟費用は被告の負担とする。の2点です。

この判決に対し市は控訴せず、裁決の取消しのあったところから、審査
請求に対する手続を再度行うことについて審議をお願いします。

なお、本件については市議会にも報告します。

市 長 特に意見等なければ、本件については説明のあった内容で決定します。

続いて、審議事項2「所信表明（案）について」の説明をお願いします。

部 長 所信表明（案）について、事前に市長等と調整した上で意見をとりまと
めましたが、何かあれば本日中に財政課へ連絡をお願いします。

なお、最終決定は市長一任とします。

市 長 事前に調整は行っていますが、今一度確認し、意見等あれば財政課へ連
絡してください。その後、調整の上、私の方で最終決定とします。

続いて、審議事項3「狛江市環境基本計画・第2期狛江市環境保全実施
計画2025年度進捗状況報告書(案)及び総括報告書(案)について」の説明を
お願いします。

部 長 本件は、狛江市環境基本計画と事業計画となる第2期狛江市環境保全実
施計画の2025年度の進捗を確認・評価するとともに、第2期狛江市環境保
全実施計画が計画期間を経過したことに伴い、第2期計画の計画期間であ
る2023年度から2025年度までの全体について総括報告書としてまとめ、
市の環境の状況を示すデータと併せて広く市民に公表するものです。

目次を御覧ください。本報告書の構成は、Ⅰ 本報告書の概要、Ⅱ 第2

期狛江市環境保全実施計画の 2025 年度進捗評価として、狛江市環境基本計画で定める施策と第 2 期環境保全実施計画で定める事業の 2025 年度の進捗の確認・評価を行っています。

次に、Ⅲ 第 2 期狛江市環境保全実施計画の総括として、2023 年度から 2025 年度までを計画期間とする第 2 期環境保全実施計画全体について総括をまとめています。

次に、Ⅳ 狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗評価として、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出削減を目指す狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗を確認しています。

最後に、Ⅴ 狛江市の環境の状況と対策の実施状況として、市の環境の状況を示すデータを記載しています。

2025 年度進捗評価について、施策評価は、全体の約 1 割が A 評価、約 9 割が B 評価となっていますが、各種取組により、概ね推進が図られました。

施策の推進についてです。脱炭素分野では、2023 年 2 月に長野県茅野市と締結した、2050 年脱炭素社会の実現に関する連携協定に基づき実施している、カーボン・オフセットの取組については、新たに 60.7t-CO₂ の CO₂ 吸収量の認定を受けました。また緑の創出に関連して、魅力ある公園づくりとして駒井公園を整備しています。

続いて、第 2 期狛江市環境保全実施計画の総括について、環境基本計画で定められた施策の方向性ごとに、総括評価をしています。総括評価については、環境基本計画の計画期間（2020～2029 年度）のうち、第 2 期環境保全実施計画の計画期間である、2023～2025 年度において取組実績や施策評価をもとに、施策の方向性の進捗度合を表しており、概ね進捗が図られました。

最後に、狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗評価についてです。2025 年度に市の事務事業から排出した温室効果ガスは前年度の 2,726t-CO₂ から 286t-CO₂ 削減され、2,440t-CO₂ となりました。2013 年度比で 36.6%の削減率となっており、2030 年度までのカーボンハーフに向けて順調に推進できています。

本報告書の策定に当たっては、狛江市環境保全審議会及び狛江市環境基本計画庁内委員会での議論を経ているほか、庁議前に開催した、狛江市環境基本計画推進本部において承認いただいています。

改めて内容を確認いただき、修正等ある場合は 8 月 21 日の正午までに環境政策課へ連絡をお願いします。その後、次回庁議で再度御審議いただく予定です。

市 長 庁議前の本部会議で何か意見はありましたか。

- 部 長 特段御意見はありませんでした。
- 市 長 他に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。
- 次に、報告事項１「令和７年度狛江市各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見について」を報告してください。
- 部 長 ８月１７日に監査委員より令和７年度の決算状況等について講評をいただきました。そのうち口頭での指摘事項を整理したので、各部で内容を確認の上、文書での指摘事項も含め、適切な対応をお願いします。
- 口頭指摘は、予算の執行漏れ及びその後の報告の対応、提出資料の記載漏れや差し替え等についてであり、決算審査に限ったことではありませんが、改めて基本に立ち返り、適正な予算の執行管理や事務手続きをお願いします。
- 市 長 口頭で指摘を受けた執行漏れ、資料の差し替えは毎回発生しています。しっかり受けとめ、令和８年度の４月から８月までの分についても、今のうちに今一度点検し、来年度は指摘を受けないようにしてください。
- 続いて、報告事項２「令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見について」を報告してください。
- 部 長 令和７年度の比率について審査を受けた結果、いずれも基準値内で問題はないとの結果でした。
- 健全化判断比率ですが、実質赤字比率は、実質赤字額がなかったため、バー表示となっています。連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がなかったため、同様にバー表示となっています。実質公債費比率は、０．７％で前年度と増減ありません。将来負担比率は４．１ポイント減少し、マイナス１９．７％ですが、マイナスのためバー表示となっています。資金不足比率は、該当する下水道事業会計での不足額がないため、バー表示となっています。
- この結果は、令和８年狛江市議会第３回定例会招集日の行政報告にて議会に報告します。
- 市 長 職員の皆さんの努力の結果がこの数字に表れています。今後も健全化を維持できるよう取り組んでいきたいと思います。
- 続いて、報告事項３「狛江市地区消防隊の活動内容について(答申)」を報告してください。
- 部 長 ７月１７日に市長から諮問のあった狛江市地区消防隊の活動内容について、８月７日に狛江市消防委員長から市長に答申がなされました。
- 諮問の主旨としては、昨今、全国で発生している大規模災害が激甚化・多様化していることにより、狛江市消防団はもとより、狛江市地区消防隊に期待される役割も高度化・多様化していること等から、狛江市地区消防隊の活動内容や役割について見直しを行っていただきました。

こうした状況やこれまでの地区消防隊の実績等を踏まえ、審議の結果、活動内容について答申で示されたところです。具体的には、活動範囲や活動対象について、現行の「大規模震災による同時多発火災、延焼拡大」に限定するのではなく、「災害」といった広範囲とすること。地区消防隊はボランティア組織であり、設備面、装備面等からも、その役割はあくまで狛江市消防団の支援といった関連性を明らかにすること。といった内容です。以上の答申内容を踏まえ、狛江市地区消防隊設置規程の改正等、所要の対応を行います。

市長 続いて、報告事項4「災害時における「避難行動要支援者の移送支援」及び「要介護高齢者の安否確認等」に関する協定の締結について」を報告してください。

部長 狛江市内に所在する事業者と災害時の協定を2件締結しました。

1件目は、狛江市内で介護タクシーサービスを提供している、ライズサポートと8月5日付けで災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定を締結しました。災害時には状況に応じて、狛江市の依頼により要支援者の移送を行っていただきます。

また、平時用に「狛江市災害支援協定締結事業者」、訓練・災害時用に「狛江市災害支援車」というマグネットシートを作成の上、移送車両に貼付し周知します。

なお、移送支援に関する協定は、令和3年4月に締結した「介護タクシーのむつみ」及び令和6年9月に締結した「アジュリケア」を含め、3事業者目となります。

2件目は、居宅介護支援事業者であるハニーケアサービスと、7月17日付けで災害時における狛江市とハニーケアサービスとの要介護高齢者の安否確認等に関する協定を締結しました。平時には、利用者が避難行動要支援者である場合、避難行動要支援者支援システムを活用の上、個別避難計画の作成を支援し、災害時には状況に応じて、狛江市の依頼により、市内の在宅サービスを利用している方の避難行動要支援者支援システムを活用した安否確認及び避難誘導、利用者の居宅又は避難所等での訪問サービスの提供を行っていただきます。本協定の締結により、ハニーケアサービスは東京都の介護職員宿舎借り上げ支援事業の対象となりました。これは、職員宿舎の借り上げに必要な基準額の7/8の助成を都から直接受けることができるのです。

なお、要介護高齢者の安否確認等に関する協定は、令和5年1月に締結した「ハーティネス狛江」を含め、2事業者目となります。

今回の新たな2件の協定も含め、市の総合防災訓練等の際には、協定に

基づき、要支援者の移送訓練や安否確認訓練等を同時に実施し、災害時に活かせるよう取り組みます。今後も、災害時の各種協定の締結を拡大し、支援体制の強化に努めます。

市 長 まずは訓練等を実施し、災害時にスムーズに対応できるようにしてください。本協定に限らず、協定を結んでいる先については、定期的に確認をしてしっかり体制を整えてください。

 続いて、報告事項5「第4期粕江市教育振興基本計画の推進に向けた教育支援に関する連携協定書について」を報告してください。

部 長 本協定は、第四期粕江市教育振興基本計画の推進を目的に、認定 NP0 法人カタリバと粕江市教育委員会が締結した連携協定です。主な目的は、ルールメイキング事業を軸とし、市内の教育活動と学校支援を充実させることです。協定内容としては、（1）カタリバが提供する無償の教育支援と教材・研修の活用、（2）粕江市内小中学校での事前調査の協力とデータ提供、（3）粕江市教育委員会が実践事例を提供し公表時には粕江市教育委員会の承諾を得ること、（4）必要に応じた費用負担の協議、（5）秘密保持と個人情報保護、（6）有効期間は1年間で自動延長、（7）見直し・協議のルール、（8）未定事項は協議で解決です。これにより、教育現場の実践力を高め、子どもが自己の人生を切り拓く力を育成します。今後、年度当初に具体的な運用計画を提示します。

市 長 カタリバは、実績もあり、教育・子ども・子育ての観点からも活動力があるため、他の事業での活用意向があれば教育部と調整してください。

 続いて、報告事項6「図書館システム更新に伴う市内図書館・図書室の休館について」を報告してください。

部 長 図書館・図書室で使用している図書館システムの更新のため、市内全ての図書館・図書室を休館します。期間は10月1日から14日までの14日間です。この期間中は、電子図書館を含む図書館ホームページの利用ができません。休館に伴い、返却日は当該休館日を除いて延長されます。

 なお、中央図書館臨時窓口については、9月1日から10月31日まで休館します。臨時窓口は10月31日をもって閉鎖し、11月1日から新設図書館が開館します。

市 長 その他ありますか。

部 長 台風15号及び13日の豪雨への対応についてです。

 8月11日に観測史上初めて茨城県に上陸した台風15号は、東京地方の北を西進し、翌12日朝、若狭湾に抜けて昼過ぎには熱帯低気圧に変わりました。この間、市の態勢として11日午後3時から安心安全課による情報収集態勢をとり、午後7時から台風の上陸に備えて危機管理監が庁内で待機

しました。また、台風通過後の13日午後から、南海上から雨雲が関東地方に流れこみ、千葉県を主体に線状降水帯が発生し、千葉市などで時間雨量107mmを記録するとともに、狛江市においても13日午後3時58分にレベル4野川・仙川氾濫危険警報が発表され、午後5時6分にレベル3土砂災害警報が発表されました。これに伴い、午後4時から危機管理監及び安心安全課による情報収集態勢をとり、秘書広報室と協力して市ホームページ、SNSで適時に市民へ情報発信するとともに、土砂災害警戒区域の3戸に対して電話連絡により直接注意喚起を実施しました。いずれも市内におけるこの台風による被害の報告は入っておらず、市施設等でも大きな被害は発生していません。

今回の台風15号及び13日の豪雨対応については、6月の台風6号及び7・8号接近時の教訓から、各種警報等が発表された際の市ホームページやSNSによる発信内容を予め準備し、警報等の発表にあわせて適時に発信することができました。また、改めてゴールデンウィーク、お盆、年末年始期間等、職員が不在又は少ない時期における即応態勢の確立の必要性を認識しました。

今後も、今回のような大雨や台風が発生する可能性があるため、進路や関東地方への影響について注視します。

市 長 待機、対応した職員の皆様はお疲れ様でした。今後もこのような状況が発生する可能性があるので、課題修正をしながら備えてください。

他にありますか。

部 長 「令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」の受付開始に伴う公共施設等への募金箱の設置についてです。

日本赤十字社での令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金について、市ホームページに掲載し、更に支援を強化するため、公共施設等へ募金箱を設置しました。募金箱の設置期間は、8月14日から令和9年1月29日までを予定しています。募金箱設置場所は市内10施設とし、各公共施設等には事務連絡にて協力依頼をしています。

また、庁内掲示板へ掲載しているので、問い合わせ等があれば、御案内をお願いします。

市 長 全国で災害が多く発生しており、募金箱も多くなっています。それぞれ判別しやすいようにしてください。

他にありますか。

部 長 部内応援制度についてです。

企画財政部給付金対策室では、令和8年第1回臨時会で議決された補正予算による令和8年度物価高対策市民生活応援給付金事業について、部内

応援制度を活用して実施します。期間は令和9年1月31日までを予定しています。

市 長 他にありますか。

部 長 令和8年熊本地震に係る多摩26市職員の被災地派遣についてです。

東京都より市長会を通じて、令和8年熊本地震に係る災害派遣対応について正式に依頼がありました。都内自治体での輪番となっており、狛江市の輪番はまだ回ってきていませんが、狛江市は職員数から一人の割当てとなっています。9月上旬から中旬頃に、一週間程度の派遣になると想定しています。選出する部は、先日の庁議報告で割当てを示したとおり、次は地域文化スポーツ部となります。正式な依頼がありましたらお知らせします。

市 長 他にありますか。

部 長 令和8年熊本地震に対する市議会議員による街頭募金活動についてです。

実施日時は、8月22日午後5時から午後6時まで及び8月23日正午から午後1時までの2日間で、場所は狛江駅北口周辺です。集まった義援金は、災害時における相互応援に関する協定を締結している熊本県宇土市が開設している災害義援金口座に振り込む予定です。

市 長 最終的には、義援金を私が直接宇土市長にお持ちしてお渡しし、被害状況等について伺いたいと考えています。

他になれば、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、8月25日午前9時00分から開催します。